

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年7月1日 条例第41号</p> <p>愛媛県議会議員の報酬月額、県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同項に定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成19年4月29日限り、その効力を失う。</p>	<p>愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年7月1日 条例第41号</p> <p>愛媛県議会議員の報酬月額、県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同項に定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成19年4月29日限り、その効力を失う。</p>